令和６年12月定例会
総務常任委員会記録

令和６年12月13日（金）

令和６年12月17日（火）

場所：鳥栖市議会　第１委員会室

目　　次

令和６年12月13日（金）　……５頁

令和６年12月17日（火）　……53頁

令和６年12月定例会日程

日　次	月　　日	摘　　要
第１日	12月13日（金）	審査日程の決定 総務部審査 議案甲第32号～第37号・第39号、議案乙第32号 〔説明、質疑〕 政策部審査 議案乙第32号 〔説明、質疑〕 報告（総合政策課） 都市広場西側におけるオフィススペースを目的としたサウンディング型市場調査結果概要について お試し住宅の用途廃止に向けた検討について 〔報告、質疑〕 市民環境部審査 議案乙第32号～第34号 〔説明、質疑〕
第２日	12月17日（火）	自由討議 議案審査 議案甲第32号～第37号・第39号、議案乙第32号～第34号 〔総括、採決〕

12月定例会付議事件

１　市長提出議案

〔令和６年12月13日付託〕

議案乙第32号令和６年度鳥栖市一般会計補正予算（第６号）　〔可決〕

議案乙第33号令和６年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）　〔可決〕

議案乙第34号令和６年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）　〔可決〕

議案甲第32号鳥栖市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例　〔可決〕

議案甲第33号鳥栖市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例　〔可決〕

議案甲第34号鳥栖市非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例　〔可決〕

議案甲第35号鳥栖市特別職職員の諸給与条例の一部を改正する条例　〔可決〕

議案甲第36号鳥栖市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例　〔可決〕

議案甲第37号鳥栖市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例　〔可決〕

議案甲第39号鳥栖市消防団条例の一部を改正する条例　〔可決〕

〔令和６年12月17日　委員会議決〕

２　報　告

都市広場西側におけるオフィススペースを目的としたサウンディング型市場調査結果概要について（総合政策課）

お試し住宅の用途廃止に向けた検討について（総合政策課）

令和６年12月13日（金）

1　出席委員氏名

委員長　中村直人
副委員長　伊藤克也
委員　森山林
委員　尼寺省悟
委員　江副康成
委員　永江ゆき
委員　松隈清之
委員　池田利幸

2　欠席委員氏名

なし

3　説明のため出席した者の職氏名

政策部長　松雪努
総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長　田中大介
総合政策課企画政策係長兼地方創生推進係長　小柳洋介
政策部次長兼情報政策課長　山本英規
政策部次長兼駅周辺整備課長　向井道宣
駅周辺整備課長補佐兼鳥栖駅周辺係長　木原智範
駅周辺整備課新鳥栖駅周辺係長　山内一哲
情報政策課長補佐兼広報統計係長　徳渕英樹

総務部長　小柳秀和
総務部次長兼総務課長　緒方守
総務課長補佐兼庶務係長　斉藤了介
総務課防災係長兼流域治水対策係総務主査　前田良介
総務課長補佐兼職員係長　長野稚佐
財政課長　古賀庸介

財政課財政係長　平島隆臣

総務部次長兼庁舎建設課長　古澤哲也

庁舎建設課庁舎建設係長　森田智博

庁舎建設課庁舎建設係総務主査　牛島直茂

議会事務局長　武富美津子

議会事務局次長兼議事調査係長　江下剛

議会事務局庶務係長　大塚隆正

選挙管理委員会事務局長　三橋和之

選挙管理委員会事務局次長　縄田明久

監査委員事務局長　天野昭子

監査委員事務局次長　飛松研二

市民環境部長　吉田忠典

市民協働課長兼市民相談室長兼消費生活センター長　原祥雄

市民協働課地域づくり係長　小柳佳子

市民協働課市民協働係長兼市民相談室相談係長兼消費生活センター消費生活センター係長　築地美奈子

市民課長　有馬秀雄

市民課長補佐兼整備係長　栗山英規

市民課長補佐兼市民係長　下川有美

市民環境部次長兼保険年金課長　佐藤道夫

保険年金課健康保険係長　宮田昭江

保険年金課国民年金係長　徳渕文子

税務課長　佐々木利博

税務課参事兼課長補佐兼固定資産税係長　本田一也

税務課長補佐兼市民税係長　北三希子

税務課長補佐兼管理収納係長　横尾光晴

税務課管理収納係総務主査　田中美香

市民環境部次長兼環境課長兼温暖化対策室長兼衛生処理場長　鹿毛晃之

環境課参事兼課長補佐兼環境施設調整室長兼施設調整係長　増田義仁

環境課環境推進係長兼温暖化対策室ゼロカーボン推進係長　井本慎太郎

4　出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主事　前田肇之

5　日程

審査日程の決定

総務部審査

議案甲第32号鳥栖市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

議案甲第33号鳥栖市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

議案甲第34号鳥栖市非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議案甲第35号鳥栖市特別職職員の諸給与条例の一部を改正する条例

議案甲第36号鳥栖市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案甲第37号鳥栖市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

議案甲第39号鳥栖市消防団条例の一部を改正する条例

議案乙第32号令和６年度鳥栖市一般会計補正予算（第６号）

〔説明、質疑〕

政策部審査

議案乙第32号令和６年度鳥栖市一般会計補正予算（第６号）

〔説明、質疑〕

報告（総合政策課）

都市広場西側におけるオフィススペースを目的としたサウンディング型市場調査結果概要について

お試し住宅の用途廃止に向けた検討について

〔報告、質疑〕

市民環境部審査

議案乙第32号令和６年度鳥栖市一般会計補正予算（第６号）

議案乙第33号令和６年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）

議案乙第34号令和６年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）

〔説明、質疑〕

６　傍聴者

なし

７　その他

なし

午前10時25分開会

中村直人委員長

ただいまから、令和６年12月定例会の総務常任委員会を開会いたします。

ᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕ

審査日程の決定

中村直人委員長

委員会の審査日程についてお諮りいたします。

お手元にあらかじめ正副委員長協議の上、審査日程案を配付いたしております。

付託議案につきましては、乙議案３件、甲議案７件です。

審査日程につきましては、本日13日に総務部、政策部、市民環境部の順に関係議案の審査を行いたいと思います。

16日は休会。

17日は現地視察、自由討議、総括及び採決ということでお願いしたいと思います。

また、現地視察につきましては、後ほど副委員長のほうから御説明をいたします。

審査日程については以上のとおり決したいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、委員会の日程につきましては、お手元に配付のとおり決しました。

続きまして、副委員長から現地視察につきまして説明をお願いいたします。

伊藤克也副委員長

現地視察につきましては、委員の皆様から希望の場所があれば調整をしたいと思いますので本日の委員会終了までに私に言っていただきたいと思います。

なければ、17日は現地視察を行わず自由討議、総括、採決とさせていただきたいと思いますので、御確認のほどお願いいたします。

以上です。

中村直人委員長

現地視察につきまして、以上のとおりとさせていただきたいと思います。

執行部準備のため、暫時休憩します。

午前10時26分休憩

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

午前10時28分再開

中村直人委員長

再開いたします。

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

総務部

議案甲第32号鳥栖市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

議案甲第33号鳥栖市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

議案甲第34号鳥栖市非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議案甲第35号鳥栖市特別職職員の諸給与条例の一部を改正する条例

議案甲第36号鳥栖市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案甲第37号鳥栖市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

中村直人委員長

これより、総務部関係議案の審査を行います。

総務部関係の議案は、議案甲第32号から議案甲第37号まで及び議案甲第39号、並びに議案乙第32号であります。

甲議案は補正予算に関係しますので給与関係のほうを審議して、その後補正予算のほうに入りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、初めに議案甲第32号から議案甲第37号までを一括議題といたします。

執行部の説明を求めます。

緒方守総務部次長兼総務課長

おはようございます。

お手元の令和６年12月市議会定例会、議案説明資料に沿いまして、議案の説明をいたします。

３ページをお願いいたします。

議案甲第32号鳥栖市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

担当課は総務課でございます。

人事院勧告等に準じ、特定任期付職員の給与を改定するものでございます。

施行日につきましては、公布の日から施行し、給料月額の引上げは令和６年４月１日から。令和６年12月期末手当の引上げにつきましては、令和６年12月１日から遡及適用するものでございます。

続きまして、議案甲第33号鳥栖市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

担当課は総務課でございます。

人事院勧告等に準じ、市議会議員の報酬及び期末手当を改正するものでございます。

改正の内容といたしましては、２点ございまして、１点目が期末手当の支給月数を0.05月引き上げるものでございます。

施行日につきましては、公布の日から施行し、令和６年12月期末手当の引上げにつきましては、令和６年12月１日から遡及適用するものでございます。

２点目につきましては、鳥栖市特別職報酬等審議会を踏まえ、令和７年７月１日以降の報酬について、議長の報酬を現行の49万3,000円から51万4,000円へ、副議長の報酬を44万1,000円から46万円へ、議員の報酬を41万3,000円から43万1,000円に引き上げるものでございます。

施行日につきましては、令和７年４月１日からといたしております。

続きまして、議案甲第34号鳥栖市非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

担当課は総務課でございます。

行政委員会附属機関等の非常勤特別職職員について、報酬を改正するものでございます。

施行日につきましては、令和７年４月１日といたしております。

続きまして、議案甲第35号鳥栖市特別職職員の諸給与条例の一部を改正する条例についてでございます。

担当は総務課でございます。

人事院勧告等に準じ、市長、副市長及び教育長の給与を改定するものでございます。

改正の内容といたしましては、２点ございまして、１点目が期末手当の支給月数を0.05月引き上げるものでございます。

施行日につきましては、公布の日から実施、令和６年12月期末手当の引上げは、令和６年12月１日から遡及適用となります。

続きまして、２点目でございます。

鳥栖市特別職報酬等審議会を踏まえまして､令和７年４月１日以降の報酬につきましては、市長の給料について、現行の95万6,000円から97万円へ、副市長の給料は、現行の76万6,000円から77万7,000円へ。教育長の給料につきましては、現行の62万9,000円から67万8,000円に変更するものでございます。

施行日につきましては、令和７年４月１日といたしております。

続きまして、議案甲第36号鳥栖市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。担当課は総務課でございます。

人事院勧告等に準じまして、職員の給与を改定するものでございます。

改正の内容といたしましては、給料月額及び期末勤勉手当の支給月数を各0.05月引き上げるものでございます。

施行日につきましては、公布の日から施行し、給料月額の引上げは令和６年７月１日から令和６年12月期末手当、勤勉手当の引上げにつきましては、令和６年10月１日から遡及適用し、令和７年度以降の期末勤勉手当の配分月数の執行は令和７年７月１日からとしております。

続きまして、議案甲第37号鳥栖市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

担当課は総務課でございます。

旅費の種類及び内容を見直すものでございます。

人事交流等の赴任により、転居を伴う場合の移転料等を整備するものでございます。

施行日につきましては、令和７年４月１日といたしております。

以上、説明とさせていただきます。

中村直人委員長

それでは、執行部の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

池田利幸委員

議案甲第35号鳥栖市特別職職員の諸給与条例の一部を改正する条例です。

市長、副市長及び教育長の給与改定でございますけれども、御説明の中で教育長の報酬の

上げ額だけが結構高い部分は、ほかの資料のどこに書いてあったのか忘れたんですけど、たしか伊万里市の教育長の給与水準まで上げますっていう理由だったと認識しているんですけど。

もともと鳥栖市の教育長の報酬が低かったのか、改定前の時点での教育長の報酬はどのようにして定められていたのか伺ってもいいですか。

緒方守総務部次長兼総務課長

以前の教育長の給与を決めるものですけれども、もともと特別職という形で入っておりませんで、今まで特別職の審議会の中に入っていなかったものが、法律が改正されまして、入ってくるようになったものでございます。

現行と比較した場合に、唐津市、佐賀市、伊万里市、武雄市と比較をいたしましたら、教職員数、児童数については、県内で第３位となっているところでございます。

そのような状況を踏まえまして、鳥栖市自体が実際、教育長の給料については上がっていなかった状況もありまして、今回の審議会の報酬を改定する中で、現在の他市の状況を踏まえて伊万里市と同額とすることが妥当であるという判断がされまして、その分が答申で出されたという状況でございます。

池田利幸委員

議員報酬にしても、市長、副市長の報酬とかも大体、佐賀市、唐津市、鳥栖市の順で高くて、これは伊万里市と同額じゃなきゃ駄目だったのかなと。もうちょっと上げてやることができなかったのかと思うんですけど。

緒方守総務部次長兼総務課長

この分につきましては、審議会の委員の方の話の中で、今回改めて見直しをしたほうがいいという話の中で、まずは伊万里市を基準として考えたらどうかということで今回、答申が上がってきている状況でございます。

池田利幸委員

今までの教育長の報酬は、どのような決め方で決められていたんですか。

今回初めてその部分でなった――要は、前までも金額を確定させることはされていたはずなんで。どういう形で決められていたんですか。

緒方守総務部次長兼総務課長

この分については、以前は特別職の中に入っていなかったので、その分は別のところで回答されてきたんだと思うんですけれども、その際、もともと報酬が高くなかったものが、そのまま引き継がれてきているものと理解しているところでございます。

池田利幸委員

今まで中身――特段の決定事項がなかったっていうのをもちろん分かって聞いているんです。

普通に教職員さんの給料を決めるのと同じような過程で決められてきていたのかとか、そういう部分、今まで上がってきてなかったのは分かるんで、聞いているのは、その前はどういう決め方をしてたんですかっていうだけです。（発言する者なし）

中村直人委員長

答弁に時間がかかりますので、保留をしておきたいと思います。

ほかにございませんか。

伊藤克也委員

確認ですが、８ページの固定資産評価審査委員会委員長とその下は、報酬が月額となっていて、右側は日額となっているんですが、これは間違いですか。それとも何か変わっている理由があるんですか。

緒方守総務部次長兼総務課長

この分につきましては、固定資産の審査委員会については他市の状況を確認いたしましたところ、基本的に日額に変更されている自治体が多いということで、今回の改正と合わせまして、月額から日額に変更したところでございます。

永江ゆき委員

今の経済状況の中、すごく市民の方は厳しい状況だと思うんですけど、今のタイミングで答申を出された理由とかはございますか。

緒方守総務部次長兼総務課長

審議会を開いた部分については、市長の諮問に基づいてという形になりますけれども、その分については、現行でいうと大体４年前後ぐらいの頻度で開いている状況でございます。

今回は、人事院勧告が令和５年、令和６年でかなり上がってきているような状況でありまして、そういうところを踏まえて今回の審議会の中で議論をされたところでございます。

中村直人委員長

ほかにございませんか。

江副康成委員

議案甲第37号の職員の旅費に関するところですけれども、見たら東京とか、そういう特別区がどうのこうのとかって書いてあったんですけれども。東京のほうに赴任させるとか、そういう予定があるのかなと思いまして。

緒方守総務部次長兼総務課長

この分の変更につきましては、現在、例えばですけれども、九州地方整備局であったり、

国の機関と人事交流等を行ったりしているところでございます。そのようなときに、こういうところから赴任してくるようなことがございましたら、当然それに伴いまして、費用弁償等が発生します。そういうところについて今回見直しを行って、国の基準等に合わせて行ったような状況です。

江副康成委員

今回、特に東京のほうへ出張に行くと、旅費とか宿泊費とか、なかなか高くて対応できないので、行かなくちゃいけないのにどうしようかと悩んでしまうわけじゃないですか。そこの部分の手当てまでは、考えられていなかったのか、できなかったか。

緒方守総務部次長兼総務課長

江副委員御指摘のように、例えば、東京に出張したときに、金額的に足りないような、そういうところもありまして、実際、国のほうでそういう議論をされていまして、地域ごとに金額を定め直すようにお話があっているところでございます。

その分につきましては、現在、県と協議をしておりまして、県が来年度中に見直しを考えていらっしゃいまして、そのときに合わせた形で、改めて追給したいというふうに考えておるところでございます。

江副康成委員

最初の質問に戻ってしまうんですけど、東京のほうから人事交流で、例えば、総務省から人が来てもらうとか、そういう想定なのかもしれませんけど、反対に鳥栖市の職員さんが東京のほうに行かれまして――実は今年に総務常任委員会で石狩市へ行ったとき、東京のほうに情報収集というか、滞在してやられていて、非常に真摯に学ばれていていいなと思ったんですけれども、そっちのほうは全然想定していないですか。

緒方守総務部次長兼総務課長

江副委員御指摘のとおり、やはり若手職員だとか、いろんな経験の場を積んでいただくというのは重要だと思っています。一般質問で池田議員からもお話がありましたように、昨年度もですけれども、人事交流っていうのは、これからできれば増やしていきたいと思っております。そのような中で、このような制度を使うこともあるかもしれませんけれども、そういうふうに若い方にいろんな経験の場を積ませていけるようなことは、今後もやっていきたいと考えておるところでございます。

江副康成委員

若手の方もいいんですけど、現実に現在進行形で必要な情報収集の意味を込めて、然るべき人から行ったほうがいいんじゃないかと私は思っているんですけど、そういうことは全く想定がないんですか。

緒方守総務部次長兼総務課長

現在、例えば管理職だったり、そういう方での人事交流等を市から出すっていうことはそこまではできていないんですけれども、現在、九州地方整備局から建設部長、また契約検査課長ということで、経験を積まれた方の経験を鳥栖市のほうで生かしていただいて、その中で管理職であったり若手の職員も学ぶような機会はできるというふうに思っております。

今後またそういう中堅職員とかで学ぶ場とかについても、調査とかそういうところはしていきたいとは思っているところでございます。

中村直人委員長

ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

それでは、先ほどの池田委員に対する答弁がありますか。

小柳秀和総務部長

お時間を頂きまして申し分けございません。

教育長につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律というものがありまして、その中で教育長は、「当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育行政に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。」ことと改正があっております。

以前は教育委員長という方がおられまして、教育委員の中から教育長を選ぶという形で任期が４年でしたが、新しい制度になりまして教育長の任期は３年となって、その時点で特別職の扱いになったというふうに記憶しております。そういう中で教育長の給与については、佐賀市、唐津市、伊万里市、武雄市についての順番だったというふうに記憶しておりまして、そういう状況から答申の中で現行の教職員数とか、児童生徒数、そういう部分を含めたところで、伊万里市相当にすべきではないかという答申がありましたので、今回、条例を改正させていただいたところでございます。

以上、簡単ではございますが、よろしくお願いいたします。

池田利幸委員

教育委員さんの報酬を決められている場で教育委員長さんの報酬も当時決められていたという理解でよろしいんですか。

長野稚佐総務課長補佐兼職員係長

ただいまの質問にお答えいたします。

当初は、特別職ではありませんでしたので、特別職報酬等審議会のほうでは審議がなされていなかったと思いますが、副市長の給与のほうが改正されたタイミングで同じように非常

勤特別職の方々の報酬も改正されていたと思っております。

中村直人委員長

以前は教育委員で教育委員長、教育長があったわけで、３役は市長、助役、収入役というものがあって、収入役が廃止されて教育長を３役の中に今度は入れていこうという制度になって、それから正式になっていき20数年間は全然上がっていない。そういう制度があったということ、それから人口比率で今は鳥栖市が逆転しているが、当時は伊万里市の方が人口比率が高く、大体は伊万里市に準じることが多かったという流れがずっとあったということで、議員も給与が42万円程あったものが9,000円程下げられて41万円程になっている、やっと20数年ぶりに43万円程になるという歴史がありますので、そういうところを尋ねていただきたいと思います。

ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

それでは、質疑を終わります。

ᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓ

総務部

議案甲第39号鳥栖市消防団条例の一部を改正する条例

中村直人委員長

続きまして、議案甲第39号鳥栖市消防団条例の一部を改正する条例を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

緒方守総務部次長兼総務課長

続きまして、議案甲第39号鳥栖市消防団条例の一部を改正する条例についてでございます。

担当課は総務課でございます。

消防団を中核とした地域防災力の充実強化に向け、機能別消防団員制度を導入するものでございます。

施行日につきましては、令和７年４月１日といたしております。

以上、説明とさせていただきます。

中村直人委員長

それでは、執行部の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

池田利幸委員

この機能別団員制度はもともとＯＢだとか、そういう方々にお手伝いをしていただくっていう制度だったと思うんですけど、始まることによって、機能別団員さんが入られる見込みとか、制度の施行が令和７年４月１日からなので、ある程度入ってもらうとか、人員確保のめどが立って、これを出されてきているものなのか。

いやいや、今からゼロから探しますよ、打診しますよっていう話なのかっていうのは、現状どうなっていますか。

緒方守総務部次長兼総務課長

池田委員の御質問にお答えいたします。

全国的に消防団員というのは、１年に１万人ずつぐらい減ってきている状況がございます。

そのような中で、鳥栖市においても、どうやって消防団員を確保していくのかということで、消防団等幹部の皆さん、また、消防団に関わっている皆さんといろんな協議等を行ってきているところでございます。

そういうことに伴いまして、数年前に消防団員の出動報酬ですとか、あとは団員の要件拡大とか、そういう変更等を行ってきたところでございます。

そのような中で、現行の消防団員の方につきましても、消防団員としては、そのまま関わりたいけど仕事の関係でどうしても、いつもいつも出てくれないとか、そういうようないろんな御意見を頂いています。

そのような中で、ＯＢとしても経験を持たれた方で火災や高齢という点で、少し縮小をして活動する場合であれば、続けることができるという、そういう御意見も頂いているところで、今回改めて機能別消防団員という制度をつくりたいということで、検討させていただいたところでございます。

ですので、機能別消防団員として、これから消防団員の仕事の関係とかで辞めざるを得ない方あるいは辞めている方でも、御意見を聞く中で一定数は確保できるというふうに考えているところでございます。

中村直人委員長

ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

質疑を終わります。

総務部

議案乙第32号令和６年度鳥栖市一般会計補正予算（第６号）

次に、議案乙第32号令和６年度鳥栖市一般会計補正予算（第６号）を議題といたします。

それでは、執行部の説明を求めます。

古賀庸介財政課長

それでは、議案乙第32号令和６年度鳥栖市一般会計補正予算（第６号)、総務部関係について説明をさせていただきます。

なお、説明はお手元に配付させていただいております総務常任委員会資料及び参考資料により行うことといたしますので、よろしくお願いいたします。

まず、総務常任委員会資料の２ページをお願いいたします。

歳入から説明をいたします。

款20繰入金、項１基金繰入金、目１財政調整基金繰入金、節１財政調整基金繰入金、１億5,701万1,000円につきましては、財源調整のため取り崩すものでございます。

目２公共施設整備基金繰入金､節１公共施設整備基金繰入金2,000万円の減額につきましては、新庁舎整備事業などのため取り崩すものでございますが、市債との財源調整のため減額するものでございます。

なお、基金の残高見込みにつきましては、参考資料の２ページに記載しておりますが、財政調整基金の令和６年度12月補正後、現在高は約37億4,000万円となる予定でございます。

資料のほうに戻っていただきまして、款23市債、項１市債につきましては、事業ごとに担当部局が所管の常任委員会で説明させていただくこととしておりますが、一括して御報告いたします。

また参考資料３ページから７ページ目と併せて御覧いただければと思います。

まず、目１総務債、節１総務管理債2,230万円につきましては、新庁舎整備事業の事業費の精査によるものでございます。

次に、目２民生債、節１児童福祉債100万円につきましては、私立保育園整備に係る国補助金の基準額改定に伴う市債額の変更でございます。

目７教育債、節３社会教育債１億4,360万円につきましては、市民文化会館の昇降機設置に伴うものでございます。

目８災害復旧債、節１農林水産施設災害復旧債130万円、節２土木施設40万円につきましては、８月の台風等により被害が生じた農林施設及び道路等の災害復旧に伴うものでございま

す。

以上で歳入の説明を終わらせていただきます。

武富美津子議会事務局長

続きまして、歳出について御説明をいたします。

資料の３ページをお願いいたします。初めに議会費でございます。

款１議会費、項１議会費、目１議会費は、180万円の補正をお願いいたしております。

節２給料、節３職員手当等及び節４共済費につきましては、給与改定などに伴います委員及び議会事務局職員に係る人件費の補正でございます。

緒方守総務部次長兼総務課長

続きまして、款１総務費、項１総務管理費、目１一般管理費、節１報酬につきましては、給与改定による会計年度任用職員の報酬の補正でございます。

節２給料、節３職員手当等、節４共済費につきましては、職員の人事異動等や給与改定等に伴います職員等の人事費の補正でございます。

以上でございます。

古賀庸介財政課長

４ページをお願いいたします。

次に、目12財政調整基金費につきましては、教育委員会の教育総務課が所管となりますが、令和７年度に活用するため、教育振興寄附金相当額700万円を財政調整基金に積立てを行うものでございます。

以上でございます。

三橋和之選挙管理委員会事務局長

項４選挙費につきましても、給与改定、人事異動に伴います人件費の補正でございます。

以上でございます。

天野昭子監査委員事務局長

続きまして、項６監査委員費、目１監査委員費、節２給与から節４共済費につきましては、事務局職員３人分の人事異動や給与改定等に伴う人件費の補正でございます。

以上です。

緒方守総務部次長兼総務課長

続きまして、５ページをお願いいたします。

款９消防費、項１消防費、目１総務管理費、節２給料から節４共済費までにつきましては、給与改定等に伴う職員等の人件費の補正でございます。

古澤哲也総務部次長兼庁舎建設課長

６ページをお願いいたします。

新庁舎整備事業の継続費の補正でございますが、庁舎敷地の外構工事（その１・２）として、令和５年度から令和７年度の継続費を設定いたしております。

令和５年度、令和６年度で庁舎敷地南側の外構工事を行っておりまして、令和６年度、令和７年度では、南敷地北側の外構工事と植栽工事を行っているところであります。

継続費の年割額の補正につきましては、資材価格等の高騰、それと多目的広場の排水能力向上のための網状の管等の設置工事を終えたこと等に伴いまして、令和７年度の年割額を補正するものでございます。

以上で、議案乙第32号令和６年度鳥栖市一般会計補正予算（第６号）のうち、総務部関係についての説明を終わります。よろしくお願いいたします。

中村直人委員長

それでは、執行部の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

松隈清之委員

４ページ、財政調整基金費の教育振興寄附金相当額の教育振興寄附金ってなんですか。

古賀庸介財政課長

松隈委員の御質問にお答えをいたします。

教育振興寄附金につきましては、県のＰＴＡのほうから、今年度分として教育の関係に活用してほしいということで寄附を頂いているというふうに聞いております。

それでこの部分につきましては、先ほど御説明をいたしましたとおり、令和７年度活用分でございますので、財政調整基金費の積立てを行いまして、令和７年度に活用を考えております。

以上でございます。

松隈清之委員

聞いているところによると、教育の振興に使ってほしいという、ある意味条件付の寄附みたいな形で聞いているんです。それであれば現状そういう基金はないじゃないですか。ないから財政調整基金に入れているんだろうとは思うんですけど、うちはいろいろ基金があるんですけど、改めて見ると教育関係とかはないんです。そういう目的の寄附が来ているんだから、教育関係の基金をつくるべきじゃないですか。これはこれで一旦はもういいとしても、財政調整基金に入れるっていうのは非常にうやむやにされている感があると思うんです。いくらやっている側は、いくらちゃんと教育のためだとしても、この財政調整基金という行為自体が正直見えないです。だから、そういう寄附っていうのは、特にこれに使ってくださいっていうものがある以上は……、その目的とかもないよね。つくるべきじゃないかと思うん

ですけれども、どうでしょうか。

古賀庸介財政課長

松隈委員の御質問にお答えします。

委員が言われたように、今、教育の、特にソフト事業などに使える基金というものがございませんので、教育委員会と寄附の状況等を確認しながら、また今後検討していきたいと考えております。

松隈清之委員

基金の中で、ふるさと寄附金は商工観光課担当の基金があるんですよ。

ただ、そのふるさと寄附金の中でも多分いろんな使い道のものがあったと思うんで、できればふるさと寄附金であっても教育に使ってくれって言うんだったら、その教育の基金に入れたりとかそういうことができるような、そういう基金の使い道なんかの受皿としてもその基金は整理したほうがいいのかと思いますので、御意見だけ申し上げておきます。

中村直人委員長

ほかにございませんか。

よろしいですか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

質疑を終わります。

以上で、総務部関係議案の質疑を終わります。

執行部準備のため暫時休憩いたします。

午前10時41分休憩

ᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓ

午前10時45分再開

中村直人委員長

再開いたします。

ᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓᔓ

政策部

議案乙第32号令和６年度鳥栖市一般会計補正予算（第６号）

中村直人委員長

これより政策部関係議案の審査を行います。

政策部関係の議案は、議案乙第32号であります。

それでは、議案乙第32号令和６年度鳥栖市一般会計補正予算（第６号）を議題といたします。

それでは、執行部の説明を求めます。

山本英規政策部次長兼情報政策課長

それでは、議案乙第32号令和６年度鳥栖市一般会計補正予算（第６号）のうち、政策部関係について御説明いたします。

説明は総務常任委員会資料により御説明いたします。

歳入について御説明いたします。

委員会資料の２ページをお願いいたします。

款16国庫支出金、項２国庫補助金、目１総務費国庫補助金、節１総務管理費国庫補助金のデジタル基盤改革支援補助金につきましては、鳥栖地区広域市町村圏組合が行う介護保険業務のシステム標準化に関し、ベンダー側の事情により、令和７年度中の稼働が困難となり、今年度中に予定していた標準化の作業を行わないこととなったため、当初予算に計上しておりました介護保険業務7,033万6,000円に、税務課が行います固定資産税土地評価システムの基幹系システムとの連携に係る改修作業に係る経費485万1,000円を加味いたしまして、最終的に6,548万5,000円減額補正するものでございます。

その下、マイナンバーカード交付事務費補助金につきましては、市民課で任用しております会計年度任用職員の人事院勧告等の実施に伴う報酬等の改正に伴い、補正するものでございます。

次に、歳出について御説明申し上げます。委員会資料３ページをお願いいたします。

款２総務費、項１総務管理費、目３広報費、節１報酬及び節３職員手当等につきましては、情報政策課で任用しております会計年度任用職員１人分の人事院勧告等の実施に伴う報酬の改定に伴い補正するものでございます。

款２総務費、項５統計調査費、目１統計調査総務費、節２給料、節３職員手当等及び節４共済費につきましては、担当職員２名分の人事院勧告等の実施に伴う給与改定に伴い補正するものでございます。

向井道宣政策部次長兼駅周辺整備課長

引き続き、４ページをお願いいたします。

款８土木費、項４都市計画費、目６まちづくり推進費、節12委託料944万円につきましては、同じく６ページの主要事項説明書で説明いたします。

目的といたしましては、新鳥栖駅東側の土地区画整理事業未実施の土地において、現状の課題を整理し、まちづくりの検討を行うものでございます。

事業の委託内容といたしましては、新鳥栖駅周辺の実態調査、それから課題の設定と前提条件の整理、それから具現化方策の検討などを行うものでございます。

続きまして、５ページをお願いいたします。

繰越明許費について申し上げます。

款８土木費、項４都市計画費、新鳥栖駅周辺整備事業944万円につきましては、必要な履行期間を確保するために委託料を繰り越すものでございます。

以上で、政策部関係についてご説明を終わります。

中村直人委員長

執行部の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

池田利幸委員

２点ございます。まず１点ずつ聞いていきます。

最初に説明された歳入の部分です。デジタル基盤改革支援補助金の減額補正のほう、これは業者側のトラブルというか問題で、一旦なくなりましたっていう御説明をされておりました。どういうトラブルなのか、またこれが一旦予算を取り消して、また来年度とかでやれる見込みがあるのか。

業者のトラブルっていうのがどういうことなのかによっては、来年度でできるのか、できないのかっていうものも、これでは判断できないので、それがどうなっているのか教えていただいてよろしいですか。

山本英規政策部次長兼情報政策課長

鳥栖地区広域市町村圏組合から聞き取った内容でございますけれども、まず、原因につきましては、当初ベンダーにおいて標準化に関するＳＥの確保しておりましたが、直近の定額減税とか、戸籍の振り仮名表記等の法改正等の大幅な大規模改修対応のためにＳＥの人員調整が必要となったと聞き及んでおります。

次に、今後の予算計上等の考え方ですけれども、来年度につきましては、介護保険システムについては旧システムで動かします。周りの部分については、新しいシステムに変わりますので、介護保険の業務につきましては、データの返還のシステムの……、かませるという

か、そういう部分が必要になっていますので、その必要分については当初でお願いすることとしております。また、本格的な改修の時期につきましては、現時点においては令和10年７月からの改修の着手、令和11年10月からの稼働を予定していると聞き及んでおりまして、それに対しまして必要な予算をその都度お願いする形になるのではないかと考えているところでございます。

池田利幸委員

令和10年からっていうことは、今後３年間強はＳＥが不足して、手当てができないという判断をベンダーがしているってことですか。

山本英規政策部次長兼情報政策課長

これも広域市町村圏組合から聞いた話ではございますけれども、本圏組合が扱っているシステムにつきましては、富士通株式会社のシステムでございます。富士通のシステムは全国的に、うちのように基幹系システムを導入しているところもあれば、介護保険のように個別業務で導入を行っている自治体もございます。

聞いた話で申し訳ありませんが、まずは、基幹系システムを優先したいという業者からの意向があったというふうに聞いております。

池田利幸委員

全国で基幹系をやっているところがあって、今いろんなタイミングでＳＥがいません、なおかつそれが終わった後に、順番的に基幹系システムのところからＳＥを派遣していきますので､個別業務のところはその後でお願いしますっていう話だと思うんです｡その期間内は、通常支障なくシステムの運用ができるものなのか。

山本英規政策部次長兼情報政策課長

その件につきましても大変申し訳ございませんが聞き及んだ話となりますけれども、まず先ほど申し上げましたように周りのシステムは新システム、介護保険は旧システムでございます。そのシステム化についても全部、確実に運用がなされるよう、また、対市民さんに向けて発行される帳簿につきましても、発行元は旧システムでございますけれども、新しい様式に切り替えて対応するというふうに聞き及んでおります。

池田利幸委員

ありがとうございます。

取りあえずこの件については終わりで、もう一個は別の話になりますので、そのまま続けていいですか。

松隈清之委員

いわゆる、デジタル基盤証明書の流れの中で、替えるって言っていたのが令和７年度まで

だったよね。急に入ってきた定額減税とか想定外のことが増えたということはもちろんあるんでしょうけど、うちは大丈夫ですね。

山本英規政策部次長兼情報政策課長

介護保険は、そのような状況になっておりますけれども、標準対象業務24のうち19業務――鳥栖市が行っている業務につきましては、現時点におきまして11月の稼働を目途として今、作業を進めているところでございます。

松隈清之委員

それと先ほど、旧システムと新システムのやり取りをするための予算を来年度当初で上げるっていう予定だったんですけど、来年の11月ぐらいまでに終われればいい、新システムが稼働するまでに、できればいいっていうスケジュールで来年の当初というイメージですか。

山本英規政策部次長兼情報政策課長

おっしゃられるように11月にはこちらのシステムが新しくなりますので、その前までにはきちんとした形で構築のほうを予定しているところでございます。

松隈清之委員

だから、それまでには間に合うスケジュール感で来年当初ということですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

分かりました。

池田利幸委員

６ページの新鳥栖駅周辺整備事業調査業務です。

やることっていうのは先ほど御説明をしていただいたところですけれども、ここは944万円かけて実現化方策の検討とかをされていくっていうお話ですけれども、僕も９月の定例会で一般質問をさせてもらったときに、この周辺の土地って農振農用地も混在していて、なおかつ筑後川下流域のかんがい用水の受益地とかにも引っかかっていたと思うんです。その辺も今回のこの調査の中で調査されていくのだろうと思うのですけど、当時お話をさせていただいている中で、抜くことはかなり難しく大変だっていう話を各担当課さんから聞いていた記憶があるんです。地区計画で都市整備課のほうからも、また、駅周辺整備課からもそういうようなお話を聞いていた記憶があるんです。けれども、もう少し具体的にどういう調査をやるのかなっていう部分と、課題としてもともと認識が皆さんにある中で調査をされるはずなんで、この調査をしていく中でそうやって産業団地全体だとか――産業団地じゃないけど、活性化に向けていろんな施策をできるような方向性をこの調査から、コンサルとか入れてやるんでしょうけど、そこの具体的検討案とかまで、この予算の中で引き込むことができるのかどうか、どこまで考えてのこの調査なのか教えていただけますか。

向井道宣政策部次長兼駅周辺整備課長

池田委員から御指摘がございましたように、土地については、農地も含めますし、いわゆる青地と言われるような農地も含むわけです。

この検討業務の中においては､当然その技術的なものも含めて検討するわけですけれども、その前段としておっしゃられていたような、農振法だとか、農地法だとか、都市計画法、そのほか様々な関係する法令について、まず整理をする必要がある。

その整理ができるのかできないのかというところも十分検討いたしますし、最終的には複数案を検討していく形になっていくだろうと思います。

池田利幸委員

今回予定している委託先は――今から入札とかなんでしょうけど、今から検討なのか、予定がどういうところなのか、あるのか分かんないですけど、そういう具体的な、専門的な知識。

要は、農地法の抜き方だったりとか、そういう手法とかまで熟知したところに調査と検討を出す予定だったのか。

要は、今から先を考えるときに、どういうところに調査を委託しようかなっていうことを考えられているのか教えていただいていいですか。

向井道宣政策部次長兼駅周辺整備課長

業務の発注の仕方については、今後検討していくことになると思いますし、仮にプロポーザル方式にするとするならば、そういったところに明るいところのコンサルさんについて、特記仕様なので、決めていく形になるかと思います。

どちらにいたしましても、都市計画なりに明るいコンサルの方にお願いする形になるかと思います。

池田利幸委員

ぜひ、よろしくお願いします。

基本的には、このままいけば今後10年後ぐらいまでは、手をつけられない土地じゃなかったかなと、要は、かんがい整備が終わって、そこから何年間はまた手をつけられないという期間が現状であればあるっていう中で、そこの部分の考え方もですけど、どっちみち今からいろんな声が出るから、そこから先の話になるから、そこをクリアした段階からとかいろんな考え方の整理っていうものと、どうせ頼むならその手法として抜くことが可能っていう判断をするところを選んでいただくよう、よろしくお願いしときます。

中村直人委員長

ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

質疑を終わります。

ɷɷɷɷɷɷɷɷɷɷɷɷɷɷɷɷɷɷɷɷɷɷɷɷɷɷɷɷɷ

報告（総合政策課）

都市広場西側におけるオフィススペースを目的としたサウンディング型市場調査結果概要について

中村直人委員長

次に、議案外の報告をお受けいたします。

小柳洋介総合政策課企画政策係長兼地方創生推進係長

それでは、議案外報告といたしまして、都市広場西側におけますオフィススペース創出を目的としたサウンディング型市場調査結果概要及び、お試し住宅の用途廃止に向けた検討について、一括して御報告いたします。

資料の２ページを御覧ください。サウンディング型市場調査の実施につきましては、本年６月定例会の議案外報告にて御報告しておりましたが、サンメッセ鳥栖の西側約3,500平方メートルの土地について、鳥栖駅東側に新たな人の流れを促し、市内で不足しておりますオフィススペースを創出するとともに、クリエイティブ産業などの受皿を確保するため、民間事業者との対話を通し、市場性や公募条件などを把握するために実施したものでございます。５月から６月にかけまして、本件調査に関する実施要領を配布し、７月に２社から御提案がございました。提案のあった２社のうち、Ａ社につきましては、７月26日に、Ｂ社につきましては、８月20日にそれぞれ個別対話を実施いたしました。Ａ社Ｂ社からの提案概要につきましては、２ページ下の表を御覧ください。まず、Ａ社におきましては、オフィス施設について、新築での整備が可能。入居企業につきましては、官民協働による誘致を行えば可能。採算性及び収支計画につきましては、現在のところ借地料などが不明のため未算定とし、にぎわい創出のための飲食スペース及びコミュニティースペースの確保につきましては、駅東の人流が少ないことから、集客面において懸念事項があるとのことでございました。

次に、Ｂ社におきましては、新たなオフィス施設の整備よりも、既存施設の改修による利活用を優先すべき。入居企業につきましては、資材価格の高騰などにより賃料が高くなる点が課題、採算性及び収支計画につきましては、これも現在のところ、借地料などが不明のた

め未算定。にぎわい創出のための飲食スペース及びコミュニティースペースの確保につきましては、これもＡ社と同じく、集客面の懸念事項があるとのことでございました。今後につきましては、両者からの調査結果を参考にしながら、オフィススペースの創出に向けた検討を具体化してまいりたいと考えております。

以上、サウンディング型市場調査結果概要に関する御説明を終わります。

田中大介総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

お試し住宅の用途廃止に向けました検討について御報告いたします。

現在、河内町にございますお試し住宅につきましては、合併浄化槽の機能上並びにお試し住宅としての利用頻度上に関する問題から、利用停止中でございます。

これまでの間、善後策について検討してまいりましたが、再開に向け考えられる対応策といたしましては、お試し住宅を日常的に利用し、合併浄化槽本来の機能を維持することしか対応策はなさそうだという結論に至りましたことを受け、当該施設に関しましては、今後、お試し住宅としての用途廃止に向けた検討に移りたいと考えております。

なお、今後につきましては、まずは、本市として別の行政用途として活用することを庁内に対し照会し、検討してまいりたいと考えておりますが、それがかなわない場合につきましては、売却ですとか、さらには除却することなども想定して検討していくことになるのかなと考えております。

なお、最終の判断時期といたしましては、令和７年度中になろうかと想定をしているところでございます。

以上でございます。

中村直人委員長

この際ですので何か確認しておきたいことなどがありましたら、お受けいたしたいと思います。

松隈清之委員

まず、サウンディング調査の結果ですけど、２社でそれぞれ個別の対話をされているということですけれども、どういうやり取りができたのかもちろん分かんないんですが、これを見て前向きにできそうだという感触を持っているんですか。

田中大介総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

サウンディング後にも、断続的に両者とお話を続けているところでは、御意見を頂いているところではあるんですけれども、Ａ社につきましては、企業誘致、オフィスの入居者募集の部分が若干リスクとしてはあるものの、十分に検討の余地はあるという前向きな意見を頂いているところでございます。

松隈清之委員

いや、むしろそこが一番メインじゃないですか。

オフィスの企業誘致というところが、ここに書いてある官民協働による入居企業の誘致であればというのは、具体的に鳥栖市もそういう誘致に協力をするということですか。

自分らでは呼ぶ自信がないということですか。

田中大介総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

当然オフィスビルを建てて、入居者を募集してというビジネスモデルで事業をされているところでありますので、十分やれるだろうということはおっしゃっておりますが、このサウンディングに当たりまして、商工観光課とも一緒になってお話を聞いているところでありますけれども、現在、企業立地係のほうには、オフィススペースを求める引き合いも相当数来ているというところでございまして。

ただ、受皿となるオフィススペースがないことをもって、鳥栖市を諦められている事業者さんも相当数、現時点でもいらっしゃるということから、仮に、こういうオフィススペースの確保がかないました際には、商工観光課も一緒になって、入居者の募集といいますか、あっせんといいますか､そういったものにも協力できるかなと思っているところではあります。

松隈清之委員

もちろん、これはちょっと今は当面使い道が……。これは当面ですよね、がっつり使う感じの予定ですか。

田中大介総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

事業用定期借地権の範囲で、借地でいきたいと考えているところでございますので、最長で30年ぐらいになるんじゃなかろうかと想定をしているところです。

松隈清之委員

この場合の新築ということは､規模としてはどれぐらいのものを想定されているんですか。

田中大介総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

まだ事業者のほうからは、あらあらの検討ではありますがということではございますが、９階建てぐらいはいけるんじゃなかろうかという試算を聞かせてもらっているところではあります。

松隈清之委員

要は、純粋に鳥栖市の中でそういうオフィススペースが足りない、オフィススペースを供給したいっていうことであれば、場所はここじゃなくても多分、探せばあるのかもしれないですよね。

場所をここに限らず、ここ以外でも探せそうであれば探すべきだし、民間の方がそういう

ことを開発していただければ、それはそれでオフィススペースとしては出来るので、それはそれで一つニーズがあるからやるということでいいと思うんですけれども。

もう一個、鳥栖市がどんな企業に来てもらいたいかっていうことを、ここで出すのか出さないのか。

単にオフィススペースだけ呼んでくればいいと考えるのか、高付加価値のものを生み出せる企業を呼びたいのか、どういうものを呼びたいというものをもってからやるのか、単にニーズとしてオフィススペースが足りないと言っているからオフィススペースを供給したいんですよ、なのかはどうなんでしょうか。

田中大介総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

重要なご指摘だと思います。

今後改めて検討していくことになろうかと思いますが、この場所を候補地として考えましたそもそもの理由が鳥栖駅との至近性でございます。鳥栖駅と近いことで、電車一本で博多駅とつながるという部分が、ここにオフィススペースを構える優位性になるのかなと思っておりますので、ＩＴ系ですとか、そういう福岡で今盛んに立地が進んでいるオフィス系との親和性を持って、企業誘致に有利につなげていけるのかなとも思っているところではあります。

あと、以前に当時の商工振興課でございますけれども、トスパレス跡地でも同様にオフィススペース等の検討をした経緯がございます。その際には、やはり駅からの距離が問題で、なかなかその場所でのオフィススペースは難しいのかなという所見を頂いたところでもございますので、今回は駅近というところで一つ考えております。

もう一つは､駅の東にオフィススペースができて､そこに相当の従業員さんといいますか、人流が生まれることで駅東の活性化にも寄与する起爆剤といいますか。寄与するものになるかなと想定しているところでございます。

松隈清之委員

ニーズとしてあるっていう事実は事実として、どれぐらい期待していいのかはよく分からないところがあるんですけど。どれくらいのスペースを用意できるのかは、分からないんだけれども。例えば、コンテンツ産業なんていうのは、もちろんそれなりのスペースは要るけれども、要は、物をつくる工場と違って、スペース当たりの利益が大きいんです。

だから、例えば、そういうスタートアップ含めて玉石混交かもしれないけれども、市がこれから成長する、鳥栖で成長して鳥栖を地元の企業と思っているようなコンテンツ産業なんかというのは、家賃保証をディスカウントしてでも呼んでくるっていうものも方法なのかなと。ゆくゆくは株式会社Ｃｙｇａｍｅｓみたいな会社になってくれればいいわけなので、そ

れは一つの政策なんで、単にスペースを供給するというだけの政策ではないところなんで、それをどう考えるかはあると思いますけど。そういったものも期待をしたいなと思います。

それとお試し住宅です。廃止は廃止で、僕はそもそもあそこがお試し住宅として、適切なのかどうかっていう疑問はずっと残っていたので。

ただ、これまでの市の説明っていうのは、あそこはもちろん適切だと。都会にも近い、自然も豊かで､その両方を生かせる場所だという主張でやってきたわけです｡そうだとしたら、合併浄化槽がどうとかじゃなくて、それはどうにかしても、それがもしそのままの考えがあるんであれば、それはもうメンテナンス費用がかかったにしても、毎回それはどうにかしてでも、お試し住宅としてやるべきだと僕は思うんです。

ただ、一定期間やってきて、お試し住宅という制度自体も見直すのか、あるいはお試し住宅をするとしても場所を見直すのか、何らかの政策的な転換があったとするなら、それは廃止でもいいと思うんだけど、それはどっちですか。

田中大介総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

平成30年からお試し住宅事業を続けてまいりましたが、お試し住宅事業自体の制度疲労といいますか、問題も顕在化してきているところかなと思っております。そのうちの一つが、お試し住宅につきましては、旅館業法の適用を受けますものですから、利用料ないし光熱費とかの実費相当を頂くことができない仕組みでございますので、現在、無料で御利用していただいているところでありますが、このお試し住宅っていう制度自体が全国に生まれ、皆さんの周知が進んだ結果、お試し住宅に泊まることを目的とした旅行者といいますか、お試し住宅の本来的な利用ではない利用者が増えつつあるかなというところが、電話問合せなどでも気になるところでございます。そういった旅行目的で使ってやろうっていう利用者と、本当にお試し住宅を使って鳥栖市を知ろうという方の見分け方も、なかなか難しくなってきた中で、行政が無料宿泊所を運営しているような側面も出てきたものですから、お試し住宅としての事業を見直す時期に来ているのかなというところも、正直ございます。

松隈清之委員

だからお試し住宅をもうやめたいということであれば、それはもう全然それで結構だと思います。

江副康成委員

Ｂ社のほうの既存設備はサンメッセでしょうけれども、こちらをオフィススペースにしたいために、入退室とかどんな形でやるという提案があったのでしょうか。

田中大介総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

具体的なそういった提案はございませんでしたが、既存施設を改修し、例えば、オフィス

スペースで利用していくためには、サンメッセの場合は、かなり大規模な施設改修が必要になってくるだろうと想定しております。そうした場合に、建物自体が平成の初めの頃に建てられた建物でございまして、そこを改修してということになりますと、現在の消防法ですとか建築基準法に適用させていくということが必要になってまいりまして、そこがかなり難しいということでございました。

そういうこともありまして、Ｂ社からは既存施設の改修も含めた新しい建物を建てずにという御提案がございましたが、現実問題としては、既存施設をオフィススペース化していくことは難しいのではないかなと考えているところでございます。

江副康成委員

何で聞いたかといいますと、今、言うたら最終的には市の職員さんがあそこを管理されとるじゃないですか。当然、オフィスになると深夜でも自由に普通のＩＤカードでいいというところばっかりだからです。そういうところで、どういう提案があったのかなと思ってちょっと聞いた部分と。

あと一つは、サンメッセは、古いは、古いかもしれないけど、５階で低いじゃないですか。先ほど隣は９階という話であったので、あの上に建物を積み増しするようなことは基本的に不可能ですか。

田中大介総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

困難だと思います。

江副康成委員

分かりました。

もう一つ、先ほどのお試しのほうですけど。あそこにお試しというのは、どこに利があるのか、私もあんまり分からなかったんですけど。

ただ、旅行者が増えているという話が先ほどあったじゃないですか。

横にキャンプ場があり、基本的にキャンプのリピーターというか、慣れた方は当然にいろいろと道具を持って来られるじゃないですか。

あそこの自然をただ満喫したり、何も道具を持って来ていないというような方も当然いらっしゃるわけですよね。そういうときに何か提供するために、除却ということまでを考える前に、そこの方向転換というか、例えば、栖の宿があそこの横にありますけど、あそこは指定管理であり、基本的にはサービスを受けるみたいな話だけでしょうね。

ただ、お試しだったら、自前で全て完結できるようになっているわけでしょうから、雨が降っても、何しても、寝泊まりできる快適な空間ということは間違いないから、発展的な変更というか、そういうことも考えられていいんじゃないかなというふうに思うんですけど。

いかがですか。

田中大介総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

最終的に除却の決定に至るまでには、委員御指摘のとおり、あらゆる方策を検討して活用策を検討してまいりたいと考えております。

伊藤克也委員

１点だけですが、サウンディング調査の件で、今サンメッセ前の広場を予定していただいているっていうことで、今回調査をされているんですけれども。

今いろんな話を聞くと、オフィススペースのような形でいろんな企業に検討していただくことは、非常にいいことだというふうに思うんですが、距離の問題とかも今言われていたんですね。例えば、都市広場の近くに北側の線路沿いの第１駐車場っていうのか、第２駐車場っていうのか、ああいう駐車場スペースも今のところ空いているわけです。ですので、都市広場に限定する必要があるのか、ないのか。そういったところでもう少し幅広く検討してもいいのかなということも思うんですが、その辺の考えはいかがでしょうか。

田中大介総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

駅東っていうところに、今のところ優位性を見いだしているところではございますので、駅東の公共用地の活用を含めて、そこは検討してまいりたいと思います。

中村直人委員長

それでは、議案外の報告を終わります。

暫時休憩いたします。

午前11時49分休憩

ᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕ

午後１時10分再開

中村直人委員長

再開いたします。

ᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕ

市民環境部

議案乙第32号令和６年度鳥栖市一般会計補正予算（第６号）

中村直人委員長

これより市民環境部関係議案の審査を行います。

市民環境部の関係議案は、議案乙第32号から第34号までございます。

初めに、議案乙第32号令和６年度鳥栖市一般会計補正予算（第６号）を議題といたします。

それでは、執行部の説明を求めます。

吉田忠典市民環境部長

審査前に一言御挨拶を申し上げます。

今定例会の市民環境部関連の議案は乙議案３件のみでございます。

市民環境部関連の補正予算の概要を申し上げますと、一般会計では各費目において給与改定や人事異動に伴います人件費の補正のほか、鳥栖まちづくり推進センター基本設計業務委託料、固定資産評価システムの改修委託料、佐賀県東部環境施設組合負担金等の補正をお願いするものでございます。

歳入の面では、決算見込みによります市税の補正及び令和５年度の決算額の確定によります環境施設組合からの返還金の補正をお願いしております。

また、国民健康保険特別会計では、給与改定時の人事異動に伴います人件費の補正を、後期高齢者医療特別会計では、郵便料の値上げに伴います通信運搬費の補正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長からそれぞれ御説明を申し上げます。

どうぞよろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

佐々木利博税務課長

ただいま議題となっております議案乙第32号令和６年度鳥栖市一般会計補正予算（第６号）のうち、市民環境部関係について御説明いたします。

総務常任委員会資料補正予算説明資料の２ページをお願いいたします。

まず、歳入について御説明いたします。

款１市税、項１市民税、目１個人、節１現年課税分につきましては、個人の所得増加や納税義務者の増加により、本年度の調定の状況や、収納状況、収納実績を踏まえ、均等割分を500万円、所得割分を１億8,500万円、計１億9,000万円を増額補正するものでございます。

次に、項２固定資産税、目１固定資産税、節１現年課税分につきましては、今年度の調定や収納実績を踏まえ、土地分を3,000万円、家屋分を１億3,000万円、計１億6,000万円を増額

補正するものでございます。なお、家屋分につきましては、令和６年度が評価替えでしたが、建築材料費や労務費の増加により再建築費が上昇しましたので、家屋評価額の下落幅が小さかったため、増額したものでございます。

次に、項５都市計画税、目１都市計画税、節１現年課税分につきましても、固定資産税と同様に今年度の調定や収納実績を踏まえ、土地分を500万円、家屋分を2,000万円、計2,500万円を増額補正するものでございます。

以上です。

鹿毛晃之市民環境部次長兼環境課長兼温暖化対策室長兼衛生処理場長

次に、款22諸収入、項６雑入、目４雑入、節４雑入、このうちの令和５年度佐賀県東部環境施設組合負担金返還金につきましては、決算の確定により精算する焼却施設分とリサイクル施設分の本市への返還金でございます。

令和５年度鳥栖・三養基西部環境施設組合返還金につきましては、決算確定により精算する解体準備金等、管理運営費の本市への返還金でございます。

歳入については、以上でございます。

原祥雄市民協働課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

続きまして、歳出について御説明いたします。

委員会資料の３ページをお願いいたします。

款２総務費、項１総務管理費、目11まちづくり推進センター費、節１報酬及び節３職員手当等につきましては、給与改定に伴い会計年度任用職員に係る人件費を補正するものとなっております。

その下、節12委託料につきましては、鳥栖まちづくり推進センター建設工事に係る基本設計を行うに当たりまして、ＺＥＢ化や太陽光発電設備等の設置の検討に要する経費などを追加することとし、550万円を補正するものでございます。

資料の６ページを御覧ください。

第３表繰越明許費でございますが、鳥栖まちづくり推進センター基本設計業務につきましては、設計業務の完了までに９か月程度の期間を要することから、年度内の完了が困難であるため、あらかじめ3,390万円を繰り越すものでございます。

市民協働課関連分につきましては、以上です。

佐々木利博税務課長

３ページに戻りまして、表２段目となります。

項２徴税費、目１税務総務費、節２給料から節４共済費につきましては、人事異動等に伴う税務課職員の人件費の補正でございます。

次に、目２賦課徴収費、節12委託料につきましては、固定資産の土地評価システムが国が進める基幹システムへの標準化に対応するためのシステム改修委託料でございます。

有馬秀雄市民課長

続きまして、６ページをお願いいたします。

項３戸籍住民基本台帳費、目１戸籍住民基本台帳費の節１報酬から節４共済費までは、給与改定及び人事異動等によります市民課職員人件費の補正でございます。

以上でございます。

佐藤道夫市民環境部次長兼保険年金課長

続きまして、款３民生費、項１社会福祉費、目５後期高齢者医療費、節１報酬から節４共済費までは給与改定等に伴い、職員及び会計年度任用職員にかかる人件費の支出見込みによりそれぞれ補正するものでございます。節27繰出金については、後期高齢者医療特別会計の事務費繰出金の補正に伴い、補正するものでございます。

資料５ページをお願いいたします。

項４国民年金事務取扱費、目１国民年金費、節１報酬から節４共済費までは、給与改定に伴い職員及び会計年度任用職員に係る人件費の支出見込みにより、それぞれ補正するものでございます。

鹿毛晃之市民環境部次長兼環境課長兼温暖化対策室長兼衛生処理場長

次に、款４衛生費、項３清掃費、目１清掃総務費、節２給料から節４共済費までは給与改定等並びに人事異動等による職員22名分の補正分でございます。

それから、節18負担金、補助及び交付金につきましては、現在、佐賀県東部環境施設組合で整備が進められております次期リサイクル施設整備に伴う敷地造成工事及び伐採工事に伴う負担金でございます。次期リサイクル施設の敷地造成、搬入道路整備、現道擦りつけを行うもので、令和６年度は、機材資材の搬入や現場事務所設営等の準備工を行います。また、敷地造成工事の実施に伴い、事前に樹木伐採工とされております処理に要する町の負担金でございます。

以上で、議案乙第32号令和６年度鳥栖市一般会計補正予算（第６号）について、市民環境部に関係する説明を終わります。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

中村直人委員長

それでは、執行部の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

尼寺省悟委員

１点だけ、６ページです。

まちづくり推進センターのところの下に地元との調整等に時間を要し、年度内に完了することが難しくなったためと書いてあるけれども、具体的にどういったことで問題があって、それはもう片づいたのか。

原祥雄市民協働課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

地元との調整の内容につきましては、当初、今年の２月でございますけれども、嘱託員会のほうで、令和６年３月市議会定例会のほうに提案する当初予算の内容について、一定の御説明が必要だろうということで御説明をしたところでございますけれども、今の鳥栖まちセンである本館と分館を統合するに当たって、設置場所について様々な御意見を頂戴いたしました。本館の方を建て直す案ではないのか、あるいは分館のほうが敷地が広いからそちらのほうが望ましいのではないかと、そういった様々な御意見も頂戴いたしました。そういったことがございましたので、嘱託員会での御提案としてまち協関係者も含めた意見交換会を持って、そこで一旦協議をして、課題の整理を行って、それから進めるほうが好ましいのではないかと、そういった御提案を頂戴いたしました。そういったこともございまして、今年の２月から８月にかけて合計９回ほどの地元との協議ですとか､嘱託員会あるいは意見交換会、地元区長からなどそういった様々な御意見についてのすり合わせといいますか、意見の調整のほうは行ってまいりました。今回、頂いた御意見の中に防災機能の強化に関するものもございましたので、そういったところも含めまして予算の方を今回お願いいたしまして、発注をしていきたいということで、予算の審議をお願いすることになったわけでございます。

尼寺省悟委員

それは、協議が整った――地元との調整は最終的についたのか。

原祥雄市民協働課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

地元との協議は調整ができたということで考えております。

池田利幸委員

私もちょうど同じ案件について聞きたかったんですけど、３ページの節12委託料の中で、鳥栖まちづくり推進センター基本設計等業務委託料の補正っていうことで550万円つけられていて、理由としては今回太陽光を設置しますっていうことでの補正ですね。要は、もともとの基本設計の中になくて、新たに入れようと思ったからこのタイミングで補正をつけたっていうことだと思うんですけど、地元の協議の中でそういう太陽光の必要性とかが出てきて上げられたんだと思います。要は、なぜこのタイミングで太陽光をつけますっていう、別での予算を組んだのかという理由です。

それと太陽光をつけて550万円､これは１つの業者に対して――もともと頼んでいた基本設計を依頼している業者に､そのまま恩でそこの分までつけてくださいっていうことで550万円

を上乗せして同じところに頼んだのか、それとも別で頼んだのか。その辺の状況を教えていただいてよろしいですか。

原祥雄市民協働課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

昨年、令和５年12月にゼロカーボンシティ宣言を鳥栖市は行っております。その後、環境課を中心に太陽光発電設備の設置可能性調査等も行われてきているところです。そういった庁内での太陽光発電設備あるいはＺＥＢ化についての協議が一定、市としてどのような対応を取っていくということで、市内部として整理がついたところで今回の補正をお願いしているところでございます。

地元の意見交換会におきましては、ＺＥＢ化に対する御質問は頂戴をいたしました。最近ではＺＥＢ化に対する関心が地元にいる方々にもおありでございまして、そういったものに対して今回の鳥栖まちセン建設に対してどういったところまで取り入れるのかというような御質問は頂戴いたしました。その部分に関しましては、内部でまだ協議中ではございましたので、今後そういったところも意識しながら基本設計業務の中で、どの程度取り込めるのかというようなことを共有していきたいということでお答えをしております。

もう一点、今回の補正予算の分は、既存の業務の中に追加をするのか、今発注している業者のほうに追加をするのかという御質問でございますけれども、現在におきまして基本設計業務のほうは、まだ発注はいたしておりません。本議会終了後に、この太陽光発電設備等も含めた内容で発注作業の方に取りかかっていくところでございます。

池田利幸委員

基本的にゼロカーボンシティ宣言をされてから、その政策の中でも公共施設につけていくというような方向性を多分、御説明されていたような気がしますので、その一定の整理がついたからつけましたっていう。そうしたら今後は基本的に公共施設の改修だとか新設をするときには、基本的な部分として、もうつけてやっていきますよという考え方になっていくという理解でよろしいですか。

鹿毛晃之市民環境部次長兼環境課長兼温暖化対策室長兼衛生処理場長

ゼロカーボンについてでございますけれども、今はまだ検討を重ねている段階で、一定の方向性が見えてきたということから、鳥栖まちセンが新たに取組を行っていくことで、今その考えの下進めております。今後については、まだ具体的にそのＺＥＢの効果がどれだけあるのかが正式に出そろっておりませんので、方向性としてはいわゆる脱炭素――ゼロカーボンを目指していくためにはそういった再生可能エネルギーの導入だとか、効率的な省エネ設備の導入とか、そういったものは当然、検討していくことになると思いますので、あとは今後、実際導入していく施設等の設備等を見ながら判断していく。基本的にはそういったもの

を目指していこうとはもちろん思っておりますので、そこは都度検討していくのかなと思っております。

永江ゆき委員

同じところですけど、何度も同じことを言うかもしれませんけど、これは30年、40年と次は使うことになると思いますので、断熱までぜひ盛り込んでいただけたらと思いますので、よろしくお願いします。

伊藤克也委員

関連ですが、費用対効果をこれから判断していきたいというふうなことを今、お答えになられたと思うんですが、今回、太陽光発電を設置されるというところにおいては、現在のところ費用対効果までは見込んでいなくて、あくまでもゼロカーボンシティを目指す一環として設置をしていきたいという捉え方でよろしいですか。

鹿毛晃之市民環境部次長兼環境課長兼温暖化対策室長兼衛生処理場長

太陽光可能性の調査も現在やっております。まだ調査の途中でして、もうすぐ報告書も上がってくるような時期になってまいりましたけれども、一応その調査をしている中では一定のその効果の試算というようなものも見ております。ただ、それが実際にかかる費用と二酸化炭素の排出抑制をする効果っていうのを照らし合わせて見て、本当にそれを導入するのが果たしていいのかどうかというのは、やっぱりその数値を見てみないことには分からない部分もあるのかなと思っております。基本的には脱炭素――ゼロカーボンに向けて、そういった一つの方法として有効と思っていますので、導入といいますか――そういった前向きに考えてくることになると思うんですけれども、実際にかかる費用とそれに見合う効果がどれだけ出てくるのか、そういったものはやっぱり検討していくことになるんじゃないかというふうに思っております。

伊藤克也委員

理想とする理念っていうか、それに向かってやられるっていうのは、一定理解はするんですが、ただ今回の件については、あくまでも試験的に効果が出るのか出ないのかを判断するために設置をするということになるわけですよね、今の説明を聞く限り。

原祥雄市民協働課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

今回、太陽光発電設備の設置に関しましては、先ほど鹿毛次長が申した部分もございますけれども、試験的なのかといいますと、太陽光発電設備を搭載した公共施設は幾つかございますけれども、ＺＥＢ化に向け整備をしたと言えるものはまだないというふうに思っています。そういった意味で試験的なのかと言われますと実績が十分でない部分はございます。ただ、今回この基本設計業務を発注する際に当たりましては、ＺＥＢ化であるとか太陽光発電

設備の実施設計の実績があるところを少し求めていきたいというふうに思っています。業者選定に当たりましてです。そういったところもございまして、そういったところと現在可能性調査をなさっておられますけれども、そういった部分と合わせながら施設整備については進めていきたいというふうに考えております。

伊藤克也委員

ゼロカーボンを目指すためにやりたいんですっていうふうにはっきりと言われるんだったら、そうですかって分かるんですが。聞くと何か試験的に、今回、鳥栖のまちセンでやりたいというふうに聞こえてしまうんです。試験的にするんだったら、そこにそれだけの費用対効果なり何らかのメリットがないと僕はやる必要はないっていうか、やるのはおかしいかなというふうに思うんですが、その辺いかがですか。

鹿毛晃之市民環境部次長兼環境課長兼温暖化対策室長兼衛生処理場長

今回、太陽光の可能性調査をやっていますけれども、もともと調査対象施設としては本庁舎と、あと鳥栖まちセンがそういう形で施設整備を行うということがもう分かっていましたので、それを除く残りの８つのまちセンで、例えば、いわゆる太陽光のパネルをどれくらい載せることによって費用がかかって、どれくらいの二酸化炭素の排出につながっていくのか、そういったものを今見ているような状況です。ですので、そういった省エネと、あと蓄エネというような部分で、実際に夜間に昼間に貯めた電力を蓄えて、それを夜間に回す。そういった蓄エネという部分も合わせて、検討しているような状況ですけれども、まだ結果出ていませんけれども、やはり途中の段階を見ている中では、パネルを上げるだけのものとそこに蓄エネ――蓄電池を載せるもので、当然大きく費用が変わってまいりますし、効果というものも変わってきたりするので、そこのあたりで実際に物を見てみてどのくらいの容量まで上げるのか、蓄電池を上げるのかそういったものが今後の判断の方向になってくると思うんです。鳥栖まちセンの方は、その調査対象から外れて、基本そういった方向性の中で、今後の設計に向けて、そういった視点でやっていこうということですので、鳥栖まちセンは今の環境課で行っている可能性調査の中に含まれておりませんので、そういった試算はしておりません。

伊藤克也委員

中途半端なような気がするんです。恐らく、もうこれだけ太陽光発電っていうのは、日本で普及しているわけですから、ある程度の費用対効果も含めて、規模感とかも含めて、数値的なものはもう示されているんじゃないかなと思うんです。それをもって、また試験的にとかというふうなことで考えておられるんであれば、ちょっと違うのかなという気がするんです。だから、さっきも言ったように、あくまでもゼロカーボンを目指す鳥栖市としては、こ

ういったことは理念として必要ですよということで、明確にそっちのほうで打ち出していただければまだ分かりやすいんですが、何となく設置に向けて考え方が中途半端なのかなというふうな気はしています。

永江ゆき委員

私も言いたいこと一緒だったんですけれども、ほかの市町の調査とかはされていないんですか。例えば、久留米市とかはデータが出ているんだと思うんですけれども、その辺は調べられていないですか。

鹿毛晃之市民環境部次長兼環境課長兼温暖化対策室長兼衛生処理場長

近隣でＺＥＢ化はもちろんやってらっしゃるところありますので、どういった形でその導入をしてきたのか、そういった経緯については、もちろん一定の調査とかはしております。ただ、実際にうちが数ある公共施設の中でどこにそれを入れていくのか。いきなり全施設に入れていくことは難しいので、まず段階的に、先導的に、どこから入れていくのかっていうのを調べるために、今回、庁舎とまちセンっていうのを先に調査して、そこでの一定の成果を見ながら、それをほかの公共施設に広げていくという目的を持って、今回の調査をやっております。

あと、もちろんゼロカーボンに向けて取組を進めていくことにはなるんですけれども、どれくらいの容量を上げていくのかっていうのも当然、施設のキャパとかで決まってきますので、そこら辺りを太陽光パネルをどれぐらいの量を載せるのか、またそれに見合う蓄電池を載せるのかどうなのか、そういうところは、その結果を見てどの容量まで上げていくのかという判断は必要になってくるのかなと思います。

いずれにしても、そういう形でゼロカーボンを目指していくというところは、もちろん間違いなく持っているつもりですけれども、どこまでそれに取り組んでいくのかというのは、その都度その都度の判断なのかなと思っております。

永江ゆき委員

おっしゃっていることは分かるんですけれども、例えば、もうすでに久留米市だったら10年経ったときにプラスになっていったっていうデータが出ていると思うんです。だから、規模はいろいろと違うとは思うんですけれども、もしかしたら判断的に――調査しましたと、それで、やらないと思ったらやめるってことですか。

鹿毛晃之市民環境部次長兼環境課長兼温暖化対策室長兼衛生処理場長

今の調査の中でも、どれぐらいでそのまま減価償却っていうか、回収できるのかといった、そういった試算をしています。ですので、やっぱり施設の規模によっては、かなりの年数をかけてやらないと回収できないというところもありますので、今後そういった電気料金の変

動とか制度の改革といいますか、新たに制度が出来たりするかもしれませんので、現状の見えているところで一定の効果が望めるもの、もちろんやってすべてのＣＯ２削減とか経費節減に全部が全部、100％つながっていくことはないと思うのですけれども、もちろんそういった手法がゼロカーボンに繋がる有効な手法だと思っていますので、結果を見てどのくらいの形で順次取り組んでいくのかという判断を今後していきたいというふうに思っております。

松隈清之委員

最初にＺＥＢ化を目指す、もうＺＥＢ化を目指すっていうことなのですか。そういうことでいいんですか。

設計が550万円と変わっているものが意外と大きい金額だなと思ったんですけれども、ＺＥＢ化するのとしないのとでは全く違いますよね。コンセプト自体が、建物自体が。それでＺＥＢ化を目指すのがいいのかどうなのか、僕は正直分からないんですけれども。先ほどから費用対効果の話もいくつか出ているんですけれども、費用対効果ってコストが変わるから、10年前で試算するのと今する試算って全く違うんですよ。例えば、今ほとんど中心を太陽光でやるとすれば、今の中心はシリコン系のパネルですけど、では今後10年、メインがシリコン系のパネルになるのか。シリコン系のパネルでやるのと、薄膜系のペロブスカイトとかでやると、設置可能性は全然変わってくるわけじゃないですか。今の設置可能性は今、調査するでしょう。今の設置可能性って多分シリコン系のパネルで荷重とかの計算で試算していると思うんです。でも、ペロブスカイトとかカルコパイライトとかって、これからの技術でやっていくと設置可能性自体がまた全然変わってくるんですよ。それでコストも変わってくるわけですよ。耐用年数自体も変わってくるし。

だから、今できることで急いでゼロカーボン――到底その次の技術がいつ導入されるか分かんないんならいいんだけど、もう大体見えてるわけです。薄膜系なんか既に販売されているんです。まだ普及はしていないにしても。確かにゼロカーボンも分かるし、否定もしないんだけど、今の技術で普及しているやつだけで急いでやるのがベストなのかと、実は僕は思っているんです。そんなにお金をかけなくてもと。では、数年後に薄膜系だったら、特に構造的に問題なく設置できそうな技術があるわけだから。急いで、今、設置するのがベストなのかどうかっていうのには僕は疑問がある。何でもかんでも今の技術でと。絶対、10年前とコスト計算したら全然違うんです。何でもそうなんだけど。

だから、次の技術っていうのがまだ見えていないんだったら、もちろん今の技術で今後10年くらい見通してということはあるかもしれないけど、次の技術がもう見えてきているのに今あるシリコン系のパネルを中心とするなら建物自体も。じゃあそれでさっき何でＺＥＢ化を目指すのかというと、じゃあそれでゼロにしようと思ったら、どれだけパネルの面積要り

ますかとか、そこの屋根の敷地で無理だったら庭を潰してパネルを置きますかとか、ＺＥＢにするために家がどんだけエネルギーを生み出すかっていうところになってくるわけです。そこまでしてＺＥＢを目指さなきゃいけないのかなって思ったりするわけです。それもあくまで今の技術でってことです。今、割と普及してるタイプの太陽光パネルということになってくると、無理してＺＥＢ化目指すのが正解なのかなと。数年後にやれば、別に既存のやつでも追加でできたとかなってくるかもしれないのが分かっているのに､僕が言っているのは、今あえてそこまでしてＺＥＢ化を目指すかどうかです。単に再エネとか省エネとか、あるいはこれが買う電気と売る電気でゼロを目指すとかっていうことのニュートラルじゃなくて、もうお金はかかっても、災害のことを考えながら蓄電池で対応しますと。もう電気が供給できなくても、そこは電気が使えるような災害対応としてやりたいから太陽光と蓄電池を入れます。これはこれで僕は分かるんです。まちセンとして。ただ、どうでも今の段階でＺＥＢ化が正解なのかっていうのは、ちょっと疑問は残るんです。意見ですけれども。

江副康成委員

関連となるところですけど、その委託料って、今回550万円増額補正されていますけれど、もともとの設計料っていくらだったんですか。(「3,000万円」と呼ぶ者あり)

3,000万円で550万円の増額ということですけれども、蓄電池の考え方は松隈委員と私で似ているんですけれども、さっき永江委員が断熱材の話をされましたけど、やっぱりこういう建物を造る前にやっておかなきゃいけないところ､取り崩してっていうものもありますから。まだ出てこなかったところで、窓からの熱の出入りというのは非常に大きく、二重サッシ、今は三重サッシとかいう話まで出てきているような話だけど。そういうところまでターゲットに入っているんですか。

原祥雄市民協働課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

ＺＥＢ化で今やらなければならない部分というのは、江副委員さんがおっしゃられたように建物の構造的な断熱性の部分については今やらないと、もうやる機会はなくなるものというふうに思っています。太陽光発電設備ではなくて、建物の構造の部分です。断熱性というものもＺＥＢ化の一つというふうに思っております。今おっしゃられました窓ガラスについても基本設計業務の中でＺＥＢ化を目指す、市にあった窓とはどういったものだろうか、どういったものを選べばよいのかといったところも協議をさせていただいて、基本設計業務の中で整理をしていきたいと思います。

江副康成委員

それと熱の利用の仕方です。当然、家に帰って夜は寝ます。避難所か何かで使う形は別として、夜間は基本的に使わない施設じゃないですか。そういうところの熱コントロールした

ところのやつは考えた形で、例えば、太陽光なら日中にどれだけ入ります、夜はどれだけ発電するっていうか、電気を使いますとか、そういったところの考え方――ＨＥＭＳと言うんですか､そういうようなところまで考えたところの設計にしてもらうって形になるのですか。

原祥雄市民協働課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

基本設計業務の中で専門的な立場からの提案等も頂きながら進めていきたいというふうには思っております。そういった意味では、基本設計をお願いする事業者に対しましては、実績であるとか高度な知識をお持ちのところにお願いしたいという考えを持っております。

江副康成委員

今、パナソニックとそれこそゼロカーボンの関係で協定を結んでアドバイザリー的に色々と常時受けるわけじゃないですか。この設計に当たって、パナソニックと今まで色々とやり取りをしていたところを反映したところを、設計事務所にこういう知見があって、これはいいと思うからという形で、鳥栖市でも幾つかある中で、パナソニックの協定を生かしたような設計委託とか、そういうことにはなるんですか。

原祥雄市民協働課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

基本的には今、申しましたように太陽光だけではなく施設の構造的な部分等もございますので、そういう必要な専門的な御意見については積極的に取り入れられるように検討してきたいというふうに思います。今パナソニックとの協定等もございましたけれども、そういった中で相談できるものなのかも含めて検討していきたいと思います。

江副康成委員

ペロブスカイトという薄膜系の話もありましたけど、当然、外に重複して、曲がる、結ぶというか､後づけできる話ではないですか｡どういう形だったら後づけできるのかを含めて、今それをやるのか､将来的にこういうスペースのところに後づけすることも考えたところで、窓をどこに持っていくかも含めて、設計委託は考えられないのか。

原祥雄市民協働課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

今、江副委員がおっしゃられたとおり、今後の施設設備更新等のやりやすさ、そういったところも含めて設計業務のほうをお願いしたいというふうに考えております。

江副康成委員

まちセンといったって８つで限られているから、一般住宅というか、事務所を含めたほかのところで横に展開しないことには、ゼロカーボンにはなかなか近づかないと思うんです。広く普及しないと。だからどういう形でやると一般住宅のところに普及するかと考えてやっていただくと広がりがあるんじゃないかと思います。そういう意味での試験的と言われるのであれば、非常に積極的な意味があるのだと思うんですけれども、いかがですか。

原祥雄市民協働課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

私が先ほど申し上げた試験的という言葉があまり好ましくなかったんだと思いますけれども、基本的にはゼロカーボンシティ宣言をして、ＺＥＢ化のほうを目指していくというスタンスでいるというふうに思っております。その第一歩目の施設になると考えておりまして、江副委員おっしゃられたように、鳥栖まちセンは最初の施設となりますけれども、今後、改修についてはそういった鳥栖まちセンの実績等を踏まえて、ほかのまちセンの改修には取り組んでいくということも進めていかなければならないといけないというふうに思っております。

江副康成委員

550万円の補正が出ていますけれども､使わなければ後で決算して残ることもあるだろうし。ただ､550万円かかるかもしれないということで補正されているので､ぜひ進めていただきたいと思います。

永江ゆき委員

この調査の結果は、いつ出るとおっしゃいましたか。

鹿毛晃之市民環境部次長兼環境課長兼温暖化対策室長兼衛生処理場長

今やっておりますＺＥＢの可能性調査は、パナソニック株式会社エレクトリックワークス社との２月の連携協定の中でパナソニックさん側持ちのＺＥＢの専門家の知見を頂いて調査をしていくと。それで期限とかを決めているとかではございません、当然、予算措置もしておりませんし、パナソニックさんと今も協議をやっておりますけれども、そういう協議の中で一定そういった調査ができて、結果等が出て、そういう面が反映できる時期が来ればということで、いつまでにどこをやりますとかそういうところで取り組んでいるものではございません。

永江ゆき委員

あらかじめ分かった時点で、委員会のほうに報告とかはできないのですか。

鹿毛晃之市民環境部次長兼環境課長兼温暖化対策室長兼衛生処理場長

ＺＥＢ化に取り組むとなると当然、予算措置も必要になってまいりますので、そういったものが一定、調査結果も含め、見えてくれば、もちろん議会のほうにも報告、御相談をしていくことになると思っております。

中村直人委員長

ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

質疑を終わります。

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

議案乙第33号令和６年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）

中村直人委員長

それでは次に、議案乙第33号令和６年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

佐藤道夫市民環境部次長兼保険年金課長

それでは、議案乙第33号令和６年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）につきまして御説明申し上げます。

資料は２ページでございます。

まず歳入について御説明申し上げます。

款３県支出金、項１県補助金、目１保険給付費等交付金、節２特別交付金及び款５繰入金、項１一般会計繰入金につきましては、歳出の人件費に係る補正に伴う財源として補正するものでございます。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。

資料３ページをお願いいたします。款１総務費、項１総務管理費、目１一般管理費の節２給料から節４共済費及び次の項２徴税費、目１賦課徴収費、節１報酬から節４共済費につきましては、給与改定等に伴い職員及び会計年度任用職員に係る人件費の支出により補正するものでございます。

資料４ページをお願いいたします。款５保健事業費、項１健康診査等事業費、目１健康診査等事業費、節３職員手当等及び次の項２保健事業費、目１健康増進事業費、節１報酬につきましては、給与改定に伴い会計年度任用職員に係る人件費の支出見込みにより補正するものでございます。

以上、議案乙第33号について説明とさせていただきます。

中村直人委員長

それでは、説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を終わります。

ᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕ

議案乙第34号令和６年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）

中村直人委員長

次に、議案乙第34号令和６年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）を議題といたします。

執行部に説明を求めます。

佐藤道夫市民環境部次長兼保険年金課長

ただいま議題となりました、議案乙第34号令和６年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）についてご説明申し上げます。

資料は５ページでございます。

まず、歳入について申し上げます。

款３繰入金、項１一般会計繰入金につきましては、歳出の補正に伴う財源として、事務費繰入金の事務費繰入金を補正するものでございます。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。

款１総務費、項１総務管理費、目１一般管理費の節11役務費及び、次の項２徴収費、目１賦課徴収費、節11役務費につきましては、郵便料金改定に伴い、通信運搬費の支出見込みにより補正するものでございます。

以上、議案乙第34号についての説明とさせていただきます。

中村直人委員長

それでは、執行部の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を終わります。

ᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕ

中村直人委員長

それでは、本日の審査は終わりましたが、17日につきましては、現地視察の申し出があっておりませんので、午前10時より委員会を再開したいと思います。

それでは、本日の日程は終了いたしました。

本日の総務常任委員会はこれにて散会いたします。

午後１時58分散会

令和６年12月17日（火）

1　出席委員氏名

委員長　中村直人
副委員長　伊藤克也
委員　森山林
委員　尼寺省悟
委員　江副康成
委員　永江ゆき
委員　松隈清之
委員　池田利幸

2　欠席委員氏名

なし

3　説明のため出席した者の職氏名

政策部長　松雪努
総合政策課企画政策係長兼地方創生推進係長　小柳洋介

総務部長　小柳秀和
総務部次長兼総務課長　緒方守
総務課長補佐兼庶務係長　斉藤了介

市民環境部長　吉田忠典
市民環境部次長兼環境課長兼温暖化対策室長兼衛生処理場長　鹿毛晃之

4　出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主事　前田肇之

5　日程

自由討議

議案審査

議案甲第32号鳥栖市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

議案甲第33号鳥栖市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

議案甲第34号鳥栖市非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議案甲第35号鳥栖市特別職員職員の諸給与の一部を改正する条例

議案甲第36号鳥栖市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案甲第37号鳥栖市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

議案甲第39号鳥栖市消防団条例の一部を改正する条例

議案乙第32号令和６年度鳥栖市一般会計補正予算（第６号）

議案乙第33号令和６年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）

議案乙第34号令和６年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）

〔総括、採決〕

6　傍聴者

なし

7　その他

なし

午前10時２分開会

中村直人委員長

本日の総務常任委員会を開会いたします。

ᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕ

自由討議

中村直人委員長

これより、委員間での自由討議を行いたいと思いますが、

今回付託されました議案を含めて委員間で協議したいことがございましたら、発言をお願いいたします。

〔発言する者なし〕

それでは、自由討議を終わります。

執行部を入室させますので、暫時休憩いたします。

午前10時２分休憩

ᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕ

午前10時４分再開

中村直人委員長

再開いたします

ᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕ

総　　　括

中村直人委員長

これより、総括を行います。

議案についての質疑は終了いたしておりますが、審査を通じて総括的に御意見等ございましたら、発言をお願いいいたします。

よろしいですか。

〔発言する者なし〕

総括を終わります。

ᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕ

採　　決

中村直人委員長

それでは、これより採決を行います。

ᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕ

議案甲第32号鳥栖市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

議案甲第33号鳥栖市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

議案甲第34号鳥栖市非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議案甲第35号鳥栖市特別職職員の諸給与条例の一部を改正する条例

議案甲第36号鳥栖市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案甲第37号鳥栖市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

中村直人委員長

まず、議案甲第32号、33号、34号、35号、36号及び第37号、以上６議案について、一括して採決を行います。

６議案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、６議案は、原案のとおり可決いたしました。

ᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕ

議案甲第39号鳥栖市消防団条例の一部を改正する条例

中村直人委員長

次に、議案甲第39号鳥栖市消防団条例の一部を改正する条例について、採決を行います。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

ᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕ

議案乙第32号令和６年度鳥栖市一般会計補正予算（第６号）

中村直人委員長

次に、議案乙第32号令和６年度鳥栖市一般会計補正予算（第６号）中、当総務常任委員会付託分について、採決を行います。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、議案乙第32号令和６年度鳥栖市一般会計補正予算（第６号）中、当総務常任委員会付託分につきましては、原案のとおり可決いたしました。

ᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕ

議案乙第33号令和６年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）

中村直人委員長

次に、議案乙第33号令和６年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）について、採決を行います。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、議案乙第33号令和６年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）は、原案のとおり可決いたしました。

ᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕ

議案乙第34号令和６年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）

中村直人委員長

次に、議案乙第34号令和６年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）について、採決を行います。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、議案乙第34号令和６年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）は、原案のとおり可決いたしました。

ᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕ

中村直人委員長

以上で、総務常任委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくことでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、委員長報告につきましては正副委員長に御一任いただくことに決しました。

ᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕ

中村直人委員長

以上で、全ての日程が終了いたしました。

これをもちまして、総務常任委員会を閉会いたします。

午前10時６分閉会

鳥栖市議会委員会条例第29条の規定によりここに押印する。

鳥栖市議会総務常任委員長　　中　　村　　直　　人